

令和6年3月29日

農業者各位

奈井江町産業観光課長
(産業観光課農政係)

令和6年度スマート農業推進事業のご案内について

日頃より、本町農業の振興にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本町では、農業者の生産コストの低減と省労力化を支援するため、昨年
に引き続き標記事業を実施いたします。
事業を希望される方は、事前に役場農政係までご相談いただきますようお願い
いたします。

記

1. 事業申請先 役場産業観光課農政係
2. 申請期間 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日

※過去に補助を受けたことのある事業区分への申請又は、1つの事業区分に対
し複数台申請することはできません。

※希望者多数の場合、申請期間内に事業終了することがありますのでご容赦願
います。

※農協取りまとめのドローン講習会は、農協にて補助金申請を一括申請します。

〒079-0392 空知郡奈井江町字奈井江 11 番地 奈井江町産業観光課農政係 TEL 0125-65-2118 (直通) FAX 0125-65-2809 Mail nousei@town.naie.lg.jp

令和6年度 奈井江町スマート農業推進事業

(1) R T K基地局活用促進事業

事業区分	補助対象経費	補助率
ガイダンスのアップグレード	既存のガイダンスからR T Kに対応したガイダンスへのアップグレードにかかる費用	1/3 以内 上限 200,000 円
オート田植え機、オートトラクター等への更新	R T K - G P S 受信機能付きの田植え機及びトラクターを購入する場合に、標準機種との差額にかかる費用	1/3 以内 上限 200,000 円
自動操舵機能の取り付け	既存の田植え機、トラクター等の機械に自動操舵機能を取り付けにかかる費用	1/3 以内 上限 300,000 円

(2) ドローン操作資格取得費助成事業

事業区分	補助対象経費	補助率
ドローン操作資格の取得	初級講習にかかる費用 ・ 無人ヘリコプター操作資格保持者 ・ 他社マルチローター操作資格保持者 ・ 撮影機操縦資格保持者 ・ 未経験者の場合など	1/3 以内 上限 85,000 円
	初級講習及び、機種拡張にかかる費用	1/3 以内 上限 120,000 円
	初級講習及び、操縦方式（自動操縦）の拡張にかかる費用	1/3 以内 上限 120,000 円
	機種拡張にかかる費用	1/3 以内 上限 35,000 円
	操縦方式の拡張にかかる費用	1/3 以内 上限 35,000 円

【申請に必要なもの】

- (1) 契約書や申込書の写し等、事業に関する内容がわかる書類
- (2) 領収書写しの支払証拠書類
- (3) 認定資格を証する書類の写し（ドローン操作資格取得の場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類
- (5) 印鑑